

平成24年

第2回市議会定例会 議案第7号

函館市都市景観条例の一部改正について

函館市都市景観条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年6月13日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市都市景観条例の一部を改正する条例

函館市都市景観条例（平成7年函館市条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第16条の4」に改め、「景観形成指定建築物等」の後ろに「および景観登録建築物」を加え、「第21条」を「第21条の2」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

（景観形成街路沿道区域の指定）

第10条の2 市長は、前条第2項第1号に該当して指定された都市景観形成地域（伝統的建造物群保存地区を除く。）内において、坂道が存在すること等により特に函館らしい景観を有すると認められる区域のうち、積極的に都市景観の形成を図る必要がある道路（道路法（昭和27年法律第180号）の道路（高速自動車国道を除く。）に限る。）に面した区域を景観形成街路沿道区域として指定することができる。

2 前条第3項から第6項までの規定は、景観形成街路沿道区域の指定および変更について準用する。この場合において、同条第5項中「当該地域」とあるのは、「当該区域」と読み替えるものとする。

第11条第3項中「前条第3項」を「第10条第3項」に改める。

第12条第2項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同条の次に次の1条を加える。

（都市景観誘導指針）

第12条の2 市長は、都市景観形成地域（伝統的建造物群保存地区を除

く。)内における都市景観の形成に配慮すべき事項についての指針(次項および第16条の2第3項において「都市景観誘導指針」という。)を策定するものとする。

2 第10条第3項の規定は、都市景観誘導指針の策定および変更について準用する。

第13条第1項第1号中「新築」を「新築(工作物にあつては、新設。第22条第1項および第23条第1項において同じ。)」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による届出に係る景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号の条例で定める図書は、配置図、平面図その他の規則で定める図書とする。

第14条の次に次の1条を加える。

(景観形成基準の適合通知等)

第14条の2 市長は、都市景観形成地域内における第13条第1項各号に掲げる行為(第19条第1項各号に掲げる行為を除く。)について法第16条第1項または第2項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る行為が景観形成基準に適合すると認めるときは、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。この場合において、当該届出に係る行為について法第18条第2項の規定により良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて同条第1項本文に規定する期間を短縮したときは、その旨を当該届出をした者に併せて通知するものとする。

第15条第1項中「市長は、」の後ろに「都市景観形成地域内における」を、「掲げる行為」の後ろに「(第19条第1項各号に掲げる行為を除く。)」を加え、同条の次に次の2条を加える。

(特定届出対象行為)

第15条の2 法第17条第1項の条例で定める行為は、第13条第1項の規定により届出を要する行為のうち、法第16条第1項第1号および第2号の届出を要する行為とする。

(変更命令等の手続)

第15条の3 市長は、法第17条第1項または第5項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、函館市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第16条第2項中「前条第3項」を「第15条第3項」に改め、第2章中同条の次に次の3条を加える。

(事前協議)

第16条の2 景観形成街路沿道区域において第13条第1項の規定による届出（建築物等の除却に係るものを除く。）をしようとする者は、あらかじめ、当該届出に係る行為についての都市景観の形成への配慮に関する市長との協議（以下「事前協議」という。）を行わなければならない。

- 2 前項の規定により事前協議を行おうとする者は、書面により市長に申し出なければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申出があったときは、都市景観誘導指針に基づき協議事項を定め、当該申出をした者と協議をするものとする。
- 4 市長は、事前協議を行う場合において必要があると認めるときは、函館市都市景観審議会の意見を聴くことができる。

(事前協議の終了等)

第16条の3 事前協議は、全部の協議事項について協議をした場合において、次のいずれかに該当するときに終了するものとする。

- (1) 全部の協議が調ったとき。
 - (2) 全部または一部の協議が調わないこととなった場合において、当該事前協議の申出をした者が市長に事前協議を終了するよう申し出たとき。
- 2 市長は、事前協議が終了したときは、当該事前協議の申出をした者に対し、事前協議の結果を書面により通知するものとする。
 - 3 事前協議（都市景観の形成に大きな影響を及ぼすおそれがあるものとして規則で定める建築物等に係るものに限る。）の申出をした者は、前項の規定による通知を受けたときは、第13条第1項の規定による

届出に係る行為を完了するまでの間、当該事前協議が終了した旨の標識を設置しなければならない。

- 4 第1項の規定により事前協議を終了した者は、当該事前協議において協議が調った事項について、当該協議の結果に従い、第13条第1項の規定による届出に係る行為を行うものとする。

(事前協議の内容の変更)

第16条の4 前条第2項の規定による通知を受けた者は、同項の書面に記載された事前協議の結果に係る内容を当該事前協議に係る第13条第1項の規定による届出をする前に変更しようとするときは、あらかじめ、市長と変更協議を行わなければならない。

- 2 第16条の2第2項から第4項までおよび前条の規定は、前項の変更協議について準用する。

「第3章 景観形成指定建築物等」を「第3章 景観形成指定建築物等および景観登録建築物」に改める。

第19条第2項中「前項前段」を「第1項前段」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による届出に係る景観法施行規則第1条第2項第4号の条例で定める図書は、第13条第2項に規定する図書とする。

第20条の次に次の1項を加える。

(保全基準の適合通知等)

第20条の2 第14条の2の規定は、第19条第1項各号に掲げる行為について法第16条第1項または第2項の規定による届出があった場合について準用する。この場合において、第14条の2中「景観形成基準」とあるのは、「保全基準」と読み替えるものとする。

第3章中第21条の次に次の1項を加える。

(景観登録建築物の登録)

第21条の2 市長は、第10条第2項第1号に該当して指定された都市景観形成地域（伝統的建造物群保存地区を除く。）内において、都市景観の形成上価値があると認められる建築物（第17条第1項の規定により指定されたものを除く。）を景観登録建築物として登録するこ

とができる。

2 市長は、前項の規定により景観登録建築物を登録しようとするときは、函館市都市景観審議会の意見を聴くことができる。

第22条中第3項を第4項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による届出に係る景観法施行規則第1条第2項第4号の条例で定める図書は、第13条第2項に規定する図書とする。

第23条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条の次に次の1条を加える。

(誘導基準の適合通知等)

第23条の2 第14条の2の規定は、第22条第1項に規定する行為について法第16条第1項または第2項の規定による届出があった場合について準用する。この場合において、第14条の2中「景観形成基準」とあるのは、「誘導基準」と読み替えるものとする。

附 則

1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。ただし、第12条第2項および第23条第2項の改正規定ならびに次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第10条の2第1項の規定による指定および改正後の第12条の2第1項の規定による策定ならびにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第10条の2および第12条の2の規定の例により行うことができる。

(提案理由)

景観形成街路沿道区域として指定した都市景観形成地域内において、建築物の新築等を行う者に対して都市景観誘導指針に基づく協議事項について事前協議を義務付けることとし、景観法の規定に基づき設計の変更等を命ずることができる行為を定め、および届出に係る添付図書に関する規定、景観登録建築物の登録に関する規定等を整備するため